

城南島海浜公園での撮影申請手続きについて

申請が必要な撮影は、営利や非営利に関わらず、『モデルや対象物を持ち込んでの撮影、ポスター・グラフィック撮影、プロが行う記念撮影や風景撮影、映画・テレビ・YouTubeなどの動画の撮影やラジオ中継』や『レフ版や三脚など撮影資材を用いての撮影』などです。ご家族や友人などが手持ちのカメラで、スナップ・風景写真の撮影は、申請は必要ありません。不明な点等ありましたら公園管理事務所までお問い合わせください。

申請は希望日の**7日前まで**に、公園管理事務所へ別紙の撮影企画書一式をご提出ください。提出後は、許可（仮） / 不許可について確認の問い合わせをしてください。
※ 承認には審査の為、数日かかることもございます。余裕をもって申請を行ってください。

FAX番号 03-3799-6403

電話番号 03-3799-6402（9時から16時30分、定休日を除く）

許可（仮）された場合は、撮影当日に公園管理事務所へ手続きを行ってください。

「海上公園占用許可申請書」を記入の上、占用料の納付が完了して初めて正式許可となります。「海上公園占用許可書」「領収証」と「許可腕章」をお受け取りください。腕章は必ず見える位置に、掲示して撮影をしてください。尚、有料施設であるキャンプ場内で撮影を行う場合は、別途利用料が必要です（キャンプ場の予約は、撮影の許可（仮）となった場合、公園管理事務所で行います）

1) 撮影日時

- ① 撮影可能日 定休日を除いた平日
※ 定休日は毎週水曜日（水曜が祝日か東京都民の日の場合は翌日）と年末年始（12/29から1/3）です。
※ 3月26日から4月5日と7月21日から8月31日は無休です。
- ② 撮影時間 9時から17時（準備から撤収を含めた時間）
※ 当日手続きは、8時45分から16時です。
注意：16時以降は仮許可を受けていても受付は出来ませんので、ご注意ください。

2) 占用料金

撮 影 種 別	占 用 面 積	金 額
スチール撮影・録音	101㎡以上	800円/1時間あたり
	31㎡から100㎡	400円/1時間あたり
	30㎡以下	100円/1時間あたり
映画・テレビ・ビデオなど	3,001㎡以上	19,200円/1時間あたり
	1,501㎡から3,000㎡	12,800円/1時間あたり
	1,500㎡以下	6,400円/1時間あたり

※ 占用面積とは撮影場所及び撮影に関わる出演者・スタッフが全て納まる面積のことです。
※ 撮影時間とは機材の搬入・準備及び撤収時間を含んだ時間のことです。
また、占用料は1時間単位となります

3) 撮影が出来ない場所

- ① 第1駐車場・第2駐車場
- ② 大井信号所
- ③ 立入禁止区域
- ④ その他、撮影をすると管理上支障がでるおそれがあると管理者が判断した場所

4) 行為の制限

- ① 撮影車・電源車など、園内への車両の乗り入れは出来ません（発電機は手で持ち運べる物のみ）
※ 公園内へのケーブルの設置（園路またぐ設置などは、安全管理上出来ません）
- ② 臭気を発する物を持ち込むことは出来ません。
- ③ 長大物（レーン・クレーン）等や重量物などで場所の占拠や固定は出来ません。
- ④ 拡声器など大きな音を出す機材の持ち込み及び楽器を持ち込んでの撮影などは出来ません。
- ⑤ 承認を受けた機材や小道具以外の持ち込みは出来ません。
- ⑥ 一般来園者の自由利用が大きく損なわれる規制（大がかりな封鎖・通行整理等）は出来ません。

- ⑦ 必要以上に多くのスタッフの入園（30名程度以上）は出来ません。
- ⑧ キャンプ場・ドックラン・スケートボード広場（有料施設及び登録施設）での行為の制限は、担当者へ問い合わせください。また、**貸し切りでの撮影は出来ません。**
 - ※ ドックラン・スケボー広場ではモデルを含め3名程の入場で行ってください。
 - ※ キャンプ場・オートキャンプ場のサイト指定は出来ません。撮影日の予約状況をもとに配置します。
- ⑨ 上記にかかわらず、公園管理に支障がある場合は、許可後でも撮影を中止していただく場合があります。

5) 禁止事項

- ① 火薬類・火気等の撮影（火気取扱可能区域：キャンプ場などでの実演撮影を除く）
また、ガソリン・灯油・ガスなどの危険物の持込は出来ません。
- ② 釣りなど魚介類の採取シーン及び動物の撮影。
- ③ 野球・サッカー・ゴルフ・ビーチバレーなどの競技やウォータースポーツの撮影及びつばさ浜での遊泳。
- ④ 花火・凧上げ・ラジコン（ドローンを含む）の撮影。
- ⑤ 暴力・乱闘シーン、ヌード・過激なラブシーンの撮影。
- ⑥ 公園の樹木を伐採する、穴を掘るなど公園の現状を変える行為は出来ません。
- ⑦ 海上公園のイメージを損なうような撮影。
- ⑧ 「東京都海上公園条例第十七条」「東京都海上公園条例施行規則」に反する行為の撮影。

6) 申請手続き

- ① 「城南島海浜公園撮影企画書」「誓約書」「撮影希望場所及び専用面積」の他、媒体の概要や撮影内容詳細がわかるシナリオ・絵コンテなど及び、当日のタイムスケジュールを**撮影日の7日前まで**に、提出（FAXもしくは窓口にて9時～16時で受付）してください。
 - ※ 「城南島海浜公園撮影企画書」は、可能な限り撮影内容がわかるように記入してください。
 - ※ 「撮影希望場所及び専用面積」は、撮影場所がわかるように記入してください。
 - ※ キャンプ場内で撮影を希望される際、キャンプ場の予約はしないでください。
（企画書を提出いただきますと、空き状況を確認し管理事務所で予約を入れます）
 - ※ 撮影企画書に記載の無い内容は、許可の範囲外となるため、当日撮影を行う事は出来ません。
記入漏れの無いように、注意してください。
- ② 書類提出後は、電話もしくは窓口で許可（仮）/不許可についてお問い合わせをお願いいたします。
 - ※ FAXで提出の時は送信後に、必ず電話連絡を行ってください。
 - ※ **審査に数日かかることもありますので、余裕をもって申請を行ってください。**
- ③ 許可（仮）された場合は、撮影当日撮影前に公園管理事務所で、手続きを行ってください。「海上公園占用許可申請書」へご記入の上、**正式許可を受け**、占用料を納付いただき許可証・領収書をお受け取りください。その際、撮影許可の腕章をお渡しします。
尚、有料施設であるキャンプ場内で撮影を行う場合は、別途利用料が必要です。
- ④ 撮影が終了し撤収終了後、当日責任者の方は腕章を公園管理事務所へご返却ください。
- ⑤ ロケハンを行う場合は、事前に公園管理事務所へご連絡の上、ロケハンが可能かどうかを確認してください。

7) その他

- ① 公園施設や樹木を汚損または破損してしまった場合は公園管理事務所に報告するとともに、公園管理者立ち会いのもと、原状復帰をするようお願いいたします。
- ② 撮影内容が申請時の記載事項と変更があった場合は、必ず事前に連絡の上、許可を得てください。
- ③ 電気・ガス・水道の提供は出来ません。
- ④ 出演者・モデル等の更衣室や控え室はありません。日よけ雨避けの施設もありません。
また、テントなどの設置は出来ません。
- ⑤ 駐車場内では、大勢が集まってミーティングや食事をするなどの占居はできません。
駐車場系の指示に従って行動してください。

（令和4年6月一部改訂）

城南島海浜公園管理事務所

〒143-0002 東京都大田区城南島4-2-2

TEL：03-3799-6402

FAX：03-3799-6403